

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例における行為の一体性（一団の土地）の考え方について

土砂等による土地の埋立て等（以下「埋立て等」という。）のうち、3,000 m²未満の小規模なものについては許可を要しない一方で、相互に関連する複数の小規模な埋立て等で、面積の合計が3,000 m²以上となる一団の土地の区域における埋立て等については、許可を受ける必要があります。

「一団の土地の区域（埋立て等行為の一体性）」への該当性（許可の要否）については、下表のうち、「物理的一体性」や、その他の要素と合わせて総合的に判断することとなりますので、近接した場所や時期において行う埋立て等や、施工者や計画が関係する埋立て等を伴う工事の実施に当たっては、あらかじめ当該埋立て等の一体性及び許可取得の要否について、計画地を所管する保健所に相談願います。

なお、行為の一体性が認められ許可を受けなければならないにもかかわらず、あらかじめ必要な手続を行わず埋立て等を行うことは、条例違反であり、行為の中止命令、土砂等の除去命令及び処罰の対象となります。

判断要素	一体とする埋立て等の例
物理的一体性	- 埋立て等場所が接するもの（部分的に接する場合を含む。） - 埋立て等場所は接していないが次のもの - 近接しているもの（例：埋立て等高さの2倍程度の距離以内） - 道路又は使用権限のある土地等のみにより隔たれているもの - 一体として運用されているもの（例：埋立て等場所と、これとは別に、当該埋立て等に用いる土砂等の受入れを行う場所において行われる仮置き）
時期的近接性	- 同時期又は連続した時期に行われるもの - 前工事（関連工事を含む。）の完了後、比較的短期間内（例：1年以内）に工事が着手されるもの
事業者の同一性	- 同一又は複数の者が、共同性が認められる計画のもとにそれぞれの行為を行っているもの - 複数の者が別々に工事の発注をする場合であっても、請負人（二次下請、三次下請等の下請負人を含む。）、現場管理者等が同一であるもの - 行為に関係する複数会社（発注者、請負者等）の役員を同一人が兼ねているもの - 会社や事業場等の所在地が同一の複数会社によるもの - 埋立て等に使用する重機を共用しているもの - 埋立て等に使用する土砂等の発生場所が同一であるもの
機能的一体性	- 工事後の土地の利用形態（用途）が同一であるもの、区分できないもの又は関連しているもの - 工事後の土地の利用主体が同一であるもの

※ 上記は一例であり、「他法令に基づく許認可や命令等の対象範囲」なども一体性を判断する要素となり得ます。

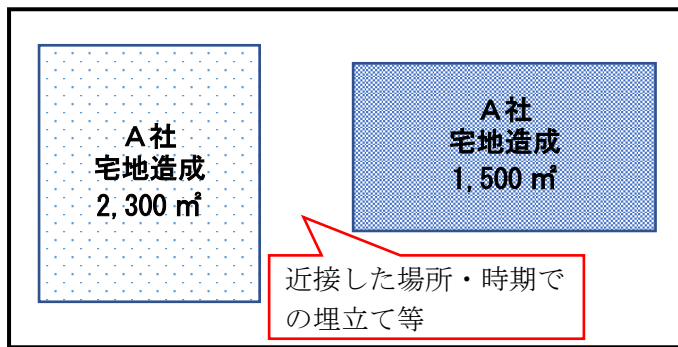
※ 他法令で許可不要（行為の一体性がない）とされる場合でも、本条例の許可を要する（本条例においては一体性があるとされる）場合があります。

【埋立て等行為が一体であると判断される例】

《具体的な工事の実施に当たっては、あらかじめ一体性の有無及び許可取得の要否を所管の保健所に相談してください》

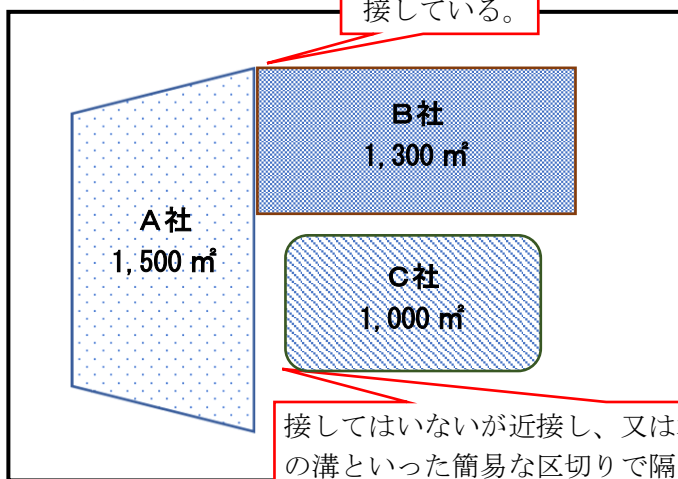
- (1) 同一又は複数の者が埋立て等を伴う複数の宅地造成を、目的はそれぞれ異なる（又は、決まっていない）と称して同時期又は近接した時期に近接した複数の場所で行う場合

ア 同一の者が行う



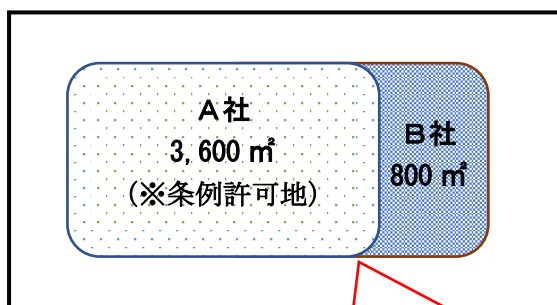
同一の目的で行われる一体の埋立て等であり、合わせて3,000 m²以上 (3,800 m²) であるため許可が必要
(※一方の造成で余った土砂を近接した場所に堆積する場合も同様)

イ 複数の者が行う



3者による一体の埋立て等であり、合わせて3,000 m²以上 (3,800 m²) であるため許可が必要

- (2) 条例の許可を得て埋立て等を行っている土地に一部接する隣接地において、別の者が埋立て等を計画し、許可地の工事の請負人が、許可地の埋立て等後（又は埋立て等中）、引き続き施工する場合



同時期又は許可地の埋立て等後、少なくとも1年以内に埋立て等が行われる場合は、同一工事請負人による一体の埋立て等であり、B社部分が3,000 m²未満であっても合わせて3,000 m²以上 (4,400 m²) であるため変更許可が必要

A社の埋立て等後（又は埋立て等中）、B社の埋立て等を実施